

介護事業サービス 廃止（休止・再開）届 提出書類一覧表

事業を休止・廃止するにあたり利用者の方を他事業所へ移行することが義務付けられています。  
利用者全員の受け入れ先の決定後、休止・廃止をしようとする1か月前までに届け出る必要があります。

- ・届出書類はサービス毎に作成してください。
- ・休止中に指定の有効期間満了日を迎える場合については**指定の更新が出来ませんのでご注意ください。**  
なおこの場合、**休止期間の終期は有効期間満了日まで**となります。指定の効力を更新するためには有効期間満了日までに指定基準を満たし 事業再開（再開届を提出）した上で更新申請を行う必要があります。

廃 止 届	
必 要 書 類	留 意 点
① 介護事業所 廃止・休止・再開届 連絡票 ② 【様式第6号】廃止（休止・再開）届出書 居宅サービス・地域密着型サービス（予防含む）※ ③ 【様式第5号】廃止（休止・再開）届出書 介護予防・日常生活支援総合事業 ※ ※ ②と③について…利用者に対する措置状況欄に収まらない場合は（任意様式）での提出 ④ 指定書（原本）…有効期限内のみ ■ 指定書（原本）を紛失した等、提出できない場合…【理由書】（任意様式） ⑤ 【老人居宅生活支援事業廃止等届出書（様式第18号）】 ⑥ 【老人デイサービスセンター等廃止等届出書（様式第21号）】	「利用者に対する措置状況」は、廃止に際し利用者〇人に対して、どこの事業所へ引き継いだのか等記載してください。利用者の個人情報（氏名等）は記載しないでください。  <span style="color: red;">補助金等を受け開設した事業を廃止する場合は、当該補助金の精算手続きが必要となる場合があります。</span>
以下、処遇改善計画書を提出している場合のみ	
⑦ 【参考様式9-6（廃止）】介護職員処遇改善（加算）実績報告書の提出に関する誓約書	該当サービスがある場合 （2ページ目参照）

休 止 届	
必 要 書 類	留 意 点
① 介護事業所 廃止・休止・再開届 連絡票 ② 【様式第6号】廃止（休止・再開）届出書 居宅サービス・地域密着型サービス（予防含む）※ ③ 【様式第5号】廃止（休止・再開）届出書 介護予防・日常生活支援総合事業 ※ ※ ②と③について…利用者に対する措置状況欄に収まらない場合は（任意様式）での提出 ④ 指定書（写し）…有効期限内のみ ■ 指定書（原本）を紛失した等、提出できない場合…【理由書】（任意様式） ⑤ 再開に向けた取り組み計画書（任意様式） 〔 「再開に向けた取り組み計画書」は、休止の原因となった状況を6か月以内にどのように解決し再開するのか等を必ず記載してください。「再開に向けた取り組み計画書」に添付 〕 ⑥ 求人票の写し 〔 休止の原因が従業員の退職によるもの等、再開に向けてハローワーク等に求人募集をしている場合、「再開に向けた取り組み計画書」に添付 〕 ⑦ 【老人居宅生活支援事業廃止等届出書（様式第18号）】 ⑧ 【老人デイサービスセンター等廃止等届出書（様式第21号）】	<span style="color: red;">休止期間は、最大6か月です</span> 「利用者に対する措置状況」は、休止に際し利用者〇人に対して、どこの事業所へ引き継いだのか等記載してください。利用者の個人情報（氏名等）は記載しないでください。
⑦ 【老人居宅生活支援事業廃止等届出書（様式第18号）】 ⑧ 【老人デイサービスセンター等廃止等届出書（様式第21号）】	該当サービスがある場合 （2ページ目参照）

●老人福祉法上の届出が必要な事業

介護保険法の居宅サービス、地域密着型サービス、総合事業のうち、次の表に掲げるものは老人福祉法の適用も受けますので、介護保険法の申請等とは別に老人福祉法に基づく各種届出を行う必要があります。

提出様式	老人福祉法上		介護保険法上
	事業・施設	サービス名	サービス名
新規：様式第16号 変更：様式第17号 廃止（休止） 様式第18号	老人居宅生活支援事業	老人居宅介護等事業	訪問介護 訪問介護相当サービス【総合事業】 訪問型サービスA【総合事業】 定期巡回・随時対応型訪問介護看護【地域密着】 夜間対応型訪問介護【地域密着】
		老人デイサービス事業（※1） 【特養その他の施設と共用する場合】	通所介護 通所介護相当サービス【総合事業】 地域密着型通所介護【地域密着】 （介護予防）認知症対応型通所介護【地域密着】
		老人短期入所事業（※2） 【特養その他の施設と共用する場合】	（介護予防）短期入所生活介護
		小規模多機能型居宅介護事業	（介護予防）小規模多機能型居宅介護【地域密着】
		認知症対応型老人共同生活援助事業	（介護予防）認知症対応型共同生活介護【地域密着】
		複合型サービス福祉事業	看護小規模多機能型居宅介護【地域密着】
新規：様式第19号 変更：様式第20号 廃止（休止） 様式第21号	老人福祉施設	老人デイサービスセンター（※1） 【単独で設置】	通所介護 通所介護相当サービス【総合事業】 地域密着型通所介護【地域密着】 （介護予防）認知症対応型通所介護【地域密着】
		老人短期入所施設（※2） 【単独で設置】	（介護予防）短期入所生活介護

※1 老人デイサービス事業と老人デイサービスセンターの区別について

基本的なサービスを専用の設備により提供している（独立した施設として位置づけている）場合は「老人デイサービスセンター」としての届出が必要であり、特別養護老人ホーム等に併設された設備でサービスを提供している場合は「老人デイサービス事業」に係る届出が必要です。

※2 老人短期入所事業と老人短期入所施設の区別について

(1) 短期入所のための専用居室、浴室及び食堂を専用の設備として有する、かつ、(2) 独立した施設として機能を果たしうる職員配置を有する場合は「老人短期入所施設」としての届出が必要であり、特別養護老人ホーム等に併設された設備で行うものは「老人短期入所事業」に係る届出が必要です。

【注意】各様式の「種類」の欄には、老人福祉法上のサービス名をご記入ください。介護保険法上のサービス名ではありません。

再開届	
必要書類	留意点
<p align="center"><b>福祉指導監査課に連絡後、再開手続き</b></p> <p>① 介護事業所 廃止・休止・再開届 連絡票</p> <p>② 【様式第6号】廃止（休止・再開）届出書 居宅サービス・地域密着型サービス（予防含む）</p> <p>③ 【様式第5号】廃止（休止・再開）届出書 介護予防・日常生活支援総合事業</p> <p>④ 休止時以降、管理者等の人員や営業時間等の運営事項に変更がある場合は再開届と同時に当該変更届が必要です。</p> <p>⑤ 再開するにあたり、加算届内容に変更がある場合について、変更届が必要です。</p> <p>（④と⑤について 再開手続きの段取りについて福祉指導監査課に連絡をされた時、再開内容を確認の上、必要な提出書類をお伝えします。）</p>	<p>再開するにあたり、来庁をお願いする場合がありますので、あらかじめ余裕をもって連絡をお願いします。</p> <p>福祉指導監査課 TEL 072-620-1809</p>